

プラテア=ひろば

PLATEA

2013.1.1 第56号

たかさき法律事務所

TEL011-261-7738 FAX011-261-7718

札幌市中央区大通西10丁目第3有楽寺島ビル7F



雪あかりの路：富岡教会（小樽市）

明けまして
おめでとうございます

年の瀬の衆議院選挙は、自民党が単独過半数を超え自公で3分の2を占めた。「政治を変えてほしい」と政権を託された民主党は、公約にない消費税増税など次々と国民を裏切り、財界中心・アメリカ言いなりの「自民党型政治」を強行した結果、大惨敗の審判を受けた。

民主はダメ、しかし自民の安倍氏が再び首相になるのも納得できない：国民は最後までどこに投票すべきか迷った結果、投票率は戦後最低水準となり、国民の政治不信は頂点に達したといえる。政治改革の名の下に導入され、二〇数年間続いた小選挙区制により、世界でもアメリカや台湾くらいしかない二大政党制にしがみついた結果、少数者の意見が死票として切り捨てられてきた。小選挙区制を廃止し、国民の声が鏡のように反映する選挙制度改革は急務だ。

国民は選挙で全てを白紙委任したわけではないし、自民党の憲法9条「改正」や「集団的自衛権」「国防軍」を認めたわけでもない。

国民の関心は、命や毎日の暮らしにかかわる社会保障や雇用、税制、原発などの問題だ。デフレ不況の下、貧困と格差が広がる中で、消費税増税をすれば、消費は落ち込み、経済は壊れてしまう。財源がないというが、金持ちへの減税をやめ、260兆円もの大企業の内部留保を雇用や中小企業に還元するなど、財源はある。

政治が、「主人公である国民」の立場に立ちさえすればできることである。

海外では、憲法9条「改正」に懸念の声が上っている。憲法9条を守りたいというのが国民多数の声である。

「平和」であることは全ての基礎。憲法9条を守るための闘いが一層重要になったことを肝に銘じる。闘いはこれからが正念場だ。

2013年 元旦

たかさき法律事務所 一同

◆ 新年は1月7日(月)より業務を開始します。



憲法が危ない！ 日本が危ない！

弁護士 高崎 暢



*衆議院選挙

公示直前。第3極、受け皿などの言葉がマスコミを賑わしている。その実体は国民不在のエゴによる離散集合である。消費税、脱原発、社会保障、憲法など、日本の進路を決める総選挙である。しかし、マスコミはそこに光を当てようとしめない。

選挙後どんな組み合わせでも右傾化した内閣が誕生することは明らかである。その内閣が、戦後平和国家として歩んできた進路を変えようとしている。重要な選択の時である。主権者の目がためされる。

*憲法問題（集団的自衛権と国防軍）

自民党の政権公約は、集団的自衛権の行使を可能とし、憲法「改正」で自衛隊を国防軍と位置づけるとしている。

集団的自衛権の行使とは、日本が外国から攻撃を受けなくても日本と軍事同盟関係にある相手国が攻撃を受けた場合には共同で戦争行為に参加するというもの。実は、政府自身が、「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」としてきたものであ



る。

そもそも、憲法が定める恒久平和主義のような基本原理を政府の解釈や法律によって根本的に変更しようとすることは、政府や立法府が憲法に制約されることとした立憲主義に反し到底許されることではない。

野田首相も、すでに、集団的自衛権に関する憲法解釈の見直しを表明している。

また、国防軍の創設は、ただ自衛隊の名称を変えるだけの問題ではない。自民党改憲草案は、憲法9条2

9条の会共催

3・11から2年 福島ツアーのお知らせ

3・11から2年。被災地は今、どうなっているのでしょうか。昨年に続き今年も、福島第一原発から最も近い南相馬市で、地元の方々との交流を通して日本のこれからを考える旅を企画しました。

主催は、「旅システム」、「医療九条の会・北海道」、「たかさき法律事務所9条の会」です。どうぞご参加下さい。

〔日程〕

2013年3月9日（土）～3月11日（月）

お問い合わせ・お申し込みは
 ㈱旅システム（TEL011-742-2260/
 FAX011-742-2265）までお願い致します。



項の戦力不保持規定を削除し、1項の戦争放棄の規定に、「自衛権の行使を妨げない」と盛り込み、「自衛権の行使に何らの制約がないように規定した」（改憲草案Q&A）ものであり、これは憲法9条を全面的に投げ捨て、日本が「戦争する国」になることを意味する。

ちなみに、野田首相自身も改憲論者であることを忘れてはならない。

*憲法96条「改正」

超党派の国会議員によって憲法96条改正議員連盟が結成され、国民投票への発議要件を、衆参各院の国会議員の3分の2以上から2分の1以

上に改正しようとしている。そもそも立憲主義は、憲法が改正される場合には、国会審議においても、国民投票においても、いづれも十分な議論が尽くされるべきことを求め、一般の法改正より厳しい要件を定めた。この動きも立憲主義に反することになる。

そして、憲法改正が本当に必要であれば要件を緩和する必要性もない。姑息である。そもそも、現行の小選挙区制度のもとで、国会に民意が正確に反映されていないことを考えると、憲法96条「改正」の動きは二重に危険である。

（2012年11月23日記）



事務局長 池田 滋

2013年
今年もよろしく
願います
【事務局】

札幌弁護士会の会員数も630名を超え、司法書士等の隣接業種との事件競合も厳しくなっており、適切なリーガルサービスの真価が問われる時代です。事務局のスキルアップは事務所の行方を左右することを肝に銘じ日々努力する所存です。

東日本大震災 から1年11カ月

福島第一原発事故と 日本の未来について

弁護士 島田 度

福島第一原発事故が発生してから、1年11か月が経ちました。

しかし、原発事故はまったく収束する見通しがなく、福島第一原発周辺の地域はいまだ避難指示が解除されないままです。原発事故によって故郷を離れて遠く避難することをお儀なくされた方は北海道にも多くおり、昨年11月現在で約3000名ものほります。

これらの避難者の方をサポートするために「原発事故被災者支援北海道弁護団」が結成され、昨年の5月末から、東電に対して損害賠償を求

める和解仲介手続（原発ADR）の申立を順次行ってきました。昨年の11月までに原発ADRの申立を行った人数は、35世帯111名になります。

しかし、東電からはいまだに、申立人らの請求に対する具体的な認否（回答）が返ってきていません。半年以上にわたり放置されている状況です。東電の不誠実さは今に始まったことではありませんが、それにし

てもこの対応にはあきれかえりません。もはや、原発ADRという枠組みにとどまらず、訴訟提起も検討しなければならぬ時期に入ってきているように思います。

原発事故は、また、日本のエネルギー政策にも大きな影響を与えています。

脱原発の民意は大きなうねりとなり、昨年の夏、首相官邸前で毎週末に数万人単位の脱原発デモが行われました。7月16日の代々木公園のデモ参加者は17万人にものほりました。札幌でも毎週金曜夜に道庁前で脱原発デモが行われており、旭川・函館・釧路などにも同様の動きが広がっています。

こういった民意を背景に、政府の討論型世論調査では2030年時点の原発依存度について「0%」とする意見が大多数を占め、これに基づいて国家戦略会議は2030年代の原発稼働をゼロとするエネルギー戦略を報告しました。

また、日本学術会議は、原発から生じる放射性廃棄物について、最終処分方法を先送りするとともに総量規制を設けることを提案する報告書を原子力委員会に提出しました。原



2012(平成24)年10月13日 札幌さようなら原発1万人集会

発が「トイレ無きマンション」である現実をふまえた、まさに苦肉の策ともいえる内容であり、原発に未来がないことはこの報告からも明らかになりました。

一刻も早く原発の稼働をゼロとすべきことは、もはや明白です。

福島第一原発事故は、かつてないほどの深刻な爪痕を日本の国土に刻みました。

私たちは、この現実に向き合って生きていかなければなりません。

現在苦しい避難生活を送っておられる方々を全力で支援しなければならぬし、未来の日本の子ども達のために原発のない安全な環境を実現しなければならぬ。

それが、福島第一原発事故後の世界を生きている私たちの責任だと思います。

被災者支援について

弁護士 大友 淳子

東日本大震災から約2年。時間の経過とともに、世の中の関心が薄れ

つつありますが、原発の問題も解決しておらず、被災者の方々には、いまだ元通りの生活に戻れない方々が大勢おり、それぞれが様々な問題を抱えています。

このような中、昨年10月27日に、実施された「第32回全国クレジツト・サラ金・ヤミ金被害者交流集会 in 北海道」が開催され、私は、これからの支援のあり方について考える分科会に参加しました。

分科会では当事務所の島田度弁護士が司会を務め、被災状況の報告を始め、生活支援、心のケア、原発事故被災者への法的支援等々、実際に被災地で活動に携わっている方々から、実に様々な形での被災者支援についての報告がなされました。

具体的には、今回の震災で、被災者の方々は、住居や職場を失い、生活困窮に陥ったり、ストレスが原因と思われるDVやいじめ、虐待等の対人トラブルに直面したり、精神的に不安定な状態に追い詰められたりと、様々な問題に直面し、それらに対し、就職支援、子育て支援、生活保護等制度の活用、カウンセリング、法的支援等々、それぞれ対応が想定され、制度間の連携も必要に

なってきましたが、一つの窓口で包括的に、横断的に対応していくということは、行政ではなかなか難しく、NPO法人やボランティア等、沢山の方々の活動によって実践され、支えられているとの報告がありました。

このような対応は、今後、わが国の生活困窮者に対する支援制度のあり方を考える上で、是非とも参考にしていきたいと思います。

また、2004年インドネシア・スマトラ島沖地震津波の際の被災者支援の一環として、岩手県出身の僧侶がタイに技術を伝えた、現代織物「さをり織り」を広め、今回の震災の被災者の心のケアに生かしているという活動や、避難者による互助団体の活動なども紹介されました。

私たちにできることはまだまだある、決して他人事と考えることなく、自分の問題として関わり続けていくことが重要なのだと、考えさせられる分科会でした。



取調べの可視化は急務 PC遠隔操作事件が教えるもの

弁護士 菅原 仁人

再審で無罪が確定した、東電女性社員殺人事件、布川事件、足利事件にみられるように、近年、立て続けに、罪を犯していない人の身柄を拘束し、処罰するという、重大な人権侵害、すなわち、えん罪を引き起こしていることが改めて明らかになった。

そこで、捜査官による違法・不当な取調べによる虚偽自白を防止するとともに、真に公正な裁判を実現し、えん罪を根絶するためには、取調べの可視化（取調べの全過程の録画・録音）、全面的証拠開示、国選弁護士制度の拡充、取調べにおける弁護士立会権などが不可欠である。近時、ウェブサイト上やメールで犯罪を予告したとして、男性4人が逮捕された。真犯人を名乗る者が

ら、パソコンを遠隔操作する等して犯行を実行したとの犯行声明が送られたことから、男性4人の逮捕が誤認逮捕であったことが明らかになった。

4人の被疑者のうち、2人については虚偽の自白調書が作成されていた。自白調書には、脅迫行為を行ったことを認めるだけでなく、犯行を行うに至った動機までもが記載されていたということである。

実際にやってもいないことについて、ありもしない動機を供述することなど、通常では考えられないことであることから、捜査機関が、先入観に基づき、客観的証拠の吟味や裏付け捜査を怠り、被疑者に対して誘導や自白の強要等、取調べに当たり違法又は不当な捜査を行ったのでは

ないかと考えざるを得ない。

今回の事件で、真犯人が犯行声明を送らなければ、無実の人間が4人も有罪とされていた可能性があり、誰しもが犯人に仕立て上げられる危険性があるということが、改めて問題提起されたというべきである。

私たちは、今回の事件が引き起こされた根本的な原因をしっかりと見とおさなければならぬ。本件の虚偽の自白調書が作成された原因は、単なる捜査の過ちではなく、弁護人の立会いを認めず、捜査機関が密室で行っている現在の取調べの構造的



司法修習生の給費制を巡る動き

弁護士 高橋 健太

司法修習は、司法の分野において、国民の基本的な人権を守り、社会正義の実現を図ることに役立つ法曹を育成するため、裁判官・検察官・弁護士の「統一修習」として始まりました。給費制は、上記の目的に資する人材を幅広く集めて育てるために、経済的事情で法曹への道を閉ざすことのないよう、国が修習期間中に限り給与を支給する制度として発足しました。この給費制は、その導入から60年以上が経過し、また、法科大学院制度の創設（原則として法科大学院を修了しなければ司法試験を受験できないという制度）により学費等の経済的負担が増大する中で（入学金・授業料だけでも約200万円ないし480万円）、給費制の果たす役割はより大きくなっていました。それにもかかわらず、国は、2011年11月から、司法修習生に生活費等を貸与（司法修習生にとっては借金）する貸与制に移行させました。

現在、給費制を含めた法曹養成に関する議論が、内閣の下におかれた「法曹養成制度検討会議」に引き継がれ、今年3月までに結論を出すことが予定されています。

札幌弁護士会は、昨年11月3日、コーディネーターに「のりゆきのトークDE北海道」で著名な佐藤のりゆき氏をお招きし、第3回市民集會を開催しました。集會には市民（法科大学院生含む）、国会議員、弁護士など約200名が参加し、パネルディスカッションを通じて、司法修習生に対して税金から給費を支払うことの意義やその必要性、給費制廃止の問題点について議論しました。



給費制復活を求める市民集會

な欠陥からきているということである。
すなわち、我が国の刑事司法において、被疑者を身柄拘束した上で、長期間にわたる糾問的な取調べによる供述調書を作成し、公判では、供

述調書の証拠能力を安易に肯定し、供述調書の記載内容に沿った事実認定をして有罪を宣告する運用が長年続けられてきた結果であるといつてよい。

現在、法制審議会「新時代の刑事

司法制度特別部会」で議論されている取調べの在り方についての改革、とりわけ取調べ全過程の録画・録音の制度化は当然のこととして、弁護士人立会制度の法制化が急がれる。



弁護士

高崎 暢

ホテルのチェックインの時、「お帰りなさい。」といわれ、「東京に帰る。」と口に出そうになる。日弁連会館だけではなく全国を飛び回り、札幌滞在24時間を切ることも。生活の本拠地の感覚が定まらない。それでも体調を崩すことなく、酷暑の夏場も乗り越えた。これからは厳しい東京の冬將軍とのたたかいである。その最強の予防策は、おいしい肴と熱燗である。そして適量な。



弁護士

高崎 裕子

9月に札幌家事調停協会の研修旅行に参加。秋晴れの空に十勝岳連峰が広がり、その見事さに心洗われました。

写真家故前田真三氏の写真館「拓真館」が近くにあり、前田氏とお会いした時のことを懐かしく思い出しました。45歳で写真

家に転身した氏は、経済優先に走りすぎた日本で、人々は風景の中に心の安らぎを求めている。と風景写真に挑戦しようと思ったと言われ、自然はほとんど素材を提示してくれる。大事なものは、それを受け止める目であり、心だとの言葉は、私達の生き方にも通じ、心に深く残っています。



弁護士

齋藤 耕

11月、福島県で開催された日本労働弁護団総会に出席するため、その前後、仙台の実家に戻りました。

ローカルニュースを見ていると、今も、震災復興一色。

まだまだ、震災の影響は続いているのだな、と実感しました。

札幌での日々の生活の中、震災のことは忘れつつあることを思い知らされ、仙台出身者として、出来ることをやっていこうと強く感じました。



弁護士

島田 度

昨年、年に10回以上も函館に出張する機会に恵まれました。

ふだんは札幌周辺で仕事をする事が多

いので、札幌以外の都市に何うのは良い刺激になります。

四季折々の函館の風景を堪能し、函館のおいしいお店もたくさん覚ええました。すっかり、この街のファンになりました。今年も何度かは函館に何う機会があるかなので、今からとても楽しみにしています。



弁護士

山内 崇史

最近、「刑事再審事件の動向」と「秘密保全法制定への動き」についての講演をさせて頂く機会がありました。講演内容については反省点が多くありましたが、講演の準備をすると、今まで理解できていなかった箇所や疑問点などが解消されるため、自らにも大変勉強になったと思います。今回の講演限りではなく、今後も引き続きそれらの問題について関心をもって情報収集などをしていこうと思います。



弁護士

白 諾児

2月から留学に行かせていただくことになりました。仕事はしばらくお休みさせていただきますので、皆様にご迷惑をおかけ

3年もくす します

2019年 本よる お願い

することになり、大変申し訳ございません。行き先は、自分が生まれた中国上海です。幼少期に日本へ移住したこともあり、自分の故郷のことを知っているようで、実はあまり知らないかもしれません。これを機に、日本と中国の相互理解を深め、将来にわたって友好関係を築くために貢献できればと思います。



弁護士
大友 淳子
おとも じゅんこ

北海道民になり、苦手だったビールが飲めるようになりました。今ではすっかりビール党です。特に、夏にビアガーデン等で飲むビールが最高です。

先日、ビールのつまみとして、道南地方特産の「すめるめの塩辛」なるものをすめられました。是非1度試してみたいのですが、なかなか函館方面への出張の機会に恵まれません。

美味しくビールを味わえる夏が待ち遠しい冬なのでした。



弁護士
菅原 仁人
すがわら ひと

函館、網走、茨城、岡山、東京、：出張の多い半年でした。

出張先での仕事が終われば、その地方でしか食べられない美味しい食べ物や懐かしい友人とのひと時といったとても楽しい時間も過ごせます。

とはいえ、住み慣れた札幌が一番なので、札幌に帰ってくると安心します。

しばらく寒い季節が続きますが、体調に気を付けて次の出張に備えようと思います。



弁護士
高橋 健太
たかはし けんた

昨年、日本ハムファイターズは惜しくも日本一を逃しましたが、ダルビッシュ選手という絶対的エースが抜けたにもかかわらず、リーグ制覇、CS制覇を成し遂げたことに驚きと感謝の気持ちでいっぱいです。今年はそんな日本ハムファイターズを見習って、一年間頑張っていきたいと思います!!



弁護士
野田 晃弘
のた あきひろ

昨年の9月、金沢に一人旅をしてきました。金沢には、言わずと知れた兼六園があり、日本庭園に縁がなかった私ですが、せっかくなので散策してきました。庭園内の池、築山、樹木などは歴代加賀藩主が年月をかけて綿密に造りあげたとのことであり、清涼感漂う光景に心が洗われるような感覚を抱きました。

いまだ知識は全くありませんが、同じく日本三大名園に数えられる水戸偕楽園、岡山後楽園にも行きたいなと思います。



弁護士
皆川 洋美
みながわ ひろみ

弁護士登録をしてからあつという間に1年が過ぎました。

過労死や有期労働法制などの労働問題、司法修習生の給費制復活を含めた法曹養成制度の問題：取り組んでいきたい問題は山積みです。

一方で、自宅の洗濯物も山積みになっていきます。

ワークライフバランスの実現が謳われて久しいですが、私自身も取り組まなければならない問題のようです。日々精進致します。



2012年 過労死を考える 市民集会

弁護士 白 諾貝



員の仕事量は増え、長時間労働を余儀なくされているというのである。また、インターネットの発達で仕事のテンポが速くなり、競争が激しくなっている点にも言及された。

大手居酒屋チェーン店で働いていた26歳の女性社員が、入社から2か月後に自殺した事例に触れつつ、「過労死ライン」とされる月80時間以上の残業代を給料に組み込んだ企業があるとの指摘があった（ちなみに、私は、このような給料体系を認めることはできないとの札幌高裁判決を得たばかりであるが、上告されたため、現在最高裁判所において係属中である）。大企業の労働組合が無力化し、時短要求を放棄するだけにとどまらず、むしろ「過労死ライン」を超える三六協定の締結に協力しているのが実情のようである。さらに、監督行政がこれを野放し状態にしていることも批判されていた。

去る11月17日、かでる2・7において、北海道過労死問題研究会主催の「過労死を考える市民集会」が開催された。今回は、過労死防止基本法制定に向けた活動の一環として、同法制定のための実行委員会の委員長である森岡孝二先生（関西大学経済学部教授）にご講演いただいた。講演では、日本で過労死が減少しない背景には、「男は残業、女はパート」といった「日本的男性正社員」のモデルが未だに残っているとの指摘があった。規制緩和の影響で、15年前と比べ、正社員は500万人減った一方で、非正規労働者は650万人増えた。そのため、労働が置き換わって、残された男性正社

森岡先生は、以上のような問題点を指摘し、だからこそ、①過労死はあってはならないと国が宣言し、②過労死をなくすための国や自治体、事業主の責務を明確にし、③国が過労死に関する調査・研究を行うとともに、総合的な対策を行うことを内

容とした「過労死防止基本法」を制定する必要があると強調された。予定時間をオーバーして質疑応答が行われ、市民集会は大盛況のうちに閉会となった。

「過労死防止基本法」の制定を求める署名は、既に全国で36万筆（2012・12・13現在）を超えて集まっている。当事務所は、これまでプラテアに署名用紙を同封し、多くの皆様にご協力をいただいていた。この場を借りて、厚く御礼を申し上げる。今後も過労死防止基本法の制定を目指し、さらに多くの署名を集めて世論を喚起する運動を進めていく必要がある。引き続きご協力をお願いする次第である。



講演する関西大学森岡先生



毎年恒例の電話相談「過労死110番」を昨年11月17日に実施しました。24年目で第53回目の電話相談となります。同相談には弁護士、医師及び社会保険労務士らが対応しました。今回の相談でも過労死しても不思議ではない長時間労働（しかもサービス残業）の悩みが多く、改めて労働者の置かれている過酷な労働環境が浮き彫りになりました。とくに、年金受給開始前の60歳代前半の方がいつ倒れてもおかしくないほ



どの長時間労働を強いられ困っているとの相談がありました。年金受給年齢の引き上げが、今まで以上に高齢者の方々の労働環境を悪化させているということです。

過労死弁護士 全国連絡会議 第25回総会参加報告

弁護士 皆川 洋美

9月28日・29日、過労死弁護士団總會に、白弁護士と共に参加しました。

最初に、幹事長から、厚生労働省が定めた労災認定の基準や、事件に関する傾向と課題の報告があり、過労死防止基本法の早期制定を求める決議が満場一致で採択されました。

その後、「被災地公務員のいのちと健康を守るために」と題し、精神科医師の香山リカ氏による講演、各地からの事件報告や討議等が行われました。

事件報告の一つに、従業員が過労

長引く不況のもとで過労死・過労自殺があとを絶ちません。このような現状を変えるためにも一刻も早く過労死防止基本法を成立させなければならぬと改めて認識しました。

死した企業名についての情報不開示処分に対する取消訴訟の紹介がありました。

これについて、大阪高裁は昨年11月29日、不開示を違法とした1審・大阪地裁判決を取り消す原告逆転敗訴の不当判決を言い渡しました。

その前に、厚生省からアスベストによる労災を発生させた事業所名の公表がされていきました。過労死企業を公表出来ない理由があるのでしょうか。

また、懇親会では、多くの過労死遺族の方々のお話を伺うことができ、かけがえのない家族を失った人の苦しみに胸が締め付けられる思いでした。

有期労働者が使い捨てされる一方で、過重労働により自殺にまで追い込まれる…。このような異常な事態の改善が必要であることを強く感じさせられました。

シリーズ 労働者はいま



改正労働契約法の 抜本的改正を求める！

弁護士 齋藤 耕

昨年8月、労働契約法が改正された。その改正には、不安定・低賃金雇用で苦しむ有期労働者の現状の改善へ寄与するものが求められたが、今回の改正は、これに応えたものではなく、改めて、抜本的な改正が必要である。

第1に、「有期労働契約は臨時的・一時的業務に限定し、違反した場合は無期契約が締結されたものとみなす」という規制を導入すべきである。今回の改正では、一切盛り込まれなかった。

第2に、改正法では、有期労働者が、1回以上契約を更新し、その契約期間が5年を超えた労働者に、期間の定めのない労働契約への転換権

を与えた。

しかし、通常、臨時的・一時的業務が1年を超えることは考えられず、利用可能期間を5年とする合理的理由はない。また、転換権の行使を自由にできる保障もない。

5年を超えたときには自動的に期間の定めのない契約になる制度にする必要がある。

さらに、転換後の労働条件を転換前の労働条件と同一とするのではなく、低賃金等の劣悪な労働条件は全く是



労働者の使い捨てを許さない市民集会で発言する齋藤弁護士

改正法の3つのルール

I 無期労働契約への転換

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

II 「雇止め法理」の法定化

最高裁判例で確立した「雇止め法理」が、そのままの内容で法律に規定されました。一定の場合には、使用者による雇止めが認められないことになるルールです。

III 不合理な労働条件の禁止

有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止するルールです。

厚生労働省ホームページより抜粋

正、改善されないことになる。

第3に、改正法ではクーリング制度が導入される。6月以上のクーリング期間がある時は、そのクーリング期間前に満了した契約期間は通算契約期間に参入しないとされている。これでは、使用者は5年の間にクー

リング期間を組み入れ労働者の転換権の行使を阻止することができ、かつ5年未満の雇い止めが誘発されることになる。

主な点を指摘しただけでも、明らかに今回の改正労働契約法には多くの問題がある。

有期労働者の権利擁護のために、速やかな、再度の法改正が必要である。

2 朝日交通判決報告

弁護士 大友 淳子

昨年9月28日、朝日交通株式会社（以下「会社」といいます。）に対する未払賃金等請求訴訟で、札幌地裁は会社に対し、未払賃金及び遅延損害金と同額の付加金の支払を命じる判決を下しました。

会社の賃金体系は、月例賃金は出来高払で総營收の50%とされ、その内訳は基本給34%、時間外手当11.8%、深夜手当4.2%（時間外手当、深夜手当の割合は暫定処置）とされています。

これに対し、判決は、会社の賃金体系は労働基準法（以下、「労基法」とします。）等を潜脱し、出来高が少なければ最低賃金を下回る場合もあり、労基法37条、労基法施行規則19条に違反するものであると判断しました。

また、15分以上の停車は休憩時間とみなすという協定がありました。が、判決は、客待ちのための停車が15分以上となることも十分あり得るものと考えられ、休憩時間協定があるからといって、15分以上の停車を勤務時間から除外することはできないとして、会社の協定に基づく労働時間のカットという反論を否定しました。

さらに判決は、日本全国の大部分のタクシー会社において、同様の賃金体系が採用されているという反論について、そうであれば、「タクシーの乗務員に過重な労働を強いたり、出来高を上げるための無理な運転等を助長させることにもつながり、従業員及び乗客のみならず第三者を含む道路交通の安全性にも関わるもの」であって、むしろ、違法な行為を防止するという観点からしても、付加金の支払を命ずることが相当という

べきである」として、未払賃金及び遅延損害金と同額の付加金の支払を命じました。

この判決は、時間外手当を支払わない完全歩合制の問題性を鋭く指摘するものであり、画期的な判決であると考えます。タクシー乗務員を巡る労働環境がますます厳しくなる中、彼らの権利と生活を守るため、今後のたたかいに活かす必要があります。



第32回クレサラ・ヤミ金 被害者交流集會に参加して

弁護士 山内 崇史



● 昨年10月27日、28日に、札幌で、「第32回全国クレサラ・ヤミ金被害者交流集會 in 北海道」が開催されました。

1日目は、多重債務被害対策とその背景にある貧困問題、セーフティネットの拡充などをテーマとした合計19の分科会が開かれ、闊達な意見交換がなされました。

また、2日目の全体会では、「ネットカフェ難民」など多くの報道ドキュメンタリー制作に携わってこられた水島宏明法政大学教授による講演が行われました。

● 水島教授は、昨年5月の生活保護バッシング報道において、生活保護Ⅱステイグマ（汚名）、生活保護Ⅲ不正受給とのイメージを増幅させ、偏見・差別を助長する報道が見られたことを指摘し、ス

ティグマを再生産し、誤解・偏見・加害性を伴う報道がなされている問題を発信していくべきと強調されました。

また、バッシング報道を契機に、生活保護水準の切り下げや審査の厳格化などが議論されている現状に対し、最後のセーフティネットさえ機能しない前近代的な貧困社会に逆戻りしかねないと警鐘を鳴らされました。

● 今後は、見えにくくなっている、実際に困窮している人たちのリアルな実態を発掘・発信し、これは「自分たちの問題」であるとの貧困観の変化を生じさせることが大事であると結ばれました。

● 全体会では、貸金業法改悪に対する取り組みも、クレサラを巡る大きな課題として取り上げられま

した。

2010年6月完全施行の改正貸金業法に対し、現在、一部の国会議員により、上限金利の引き上げと総量規制の緩和などを骨子とする改正を図る動きがあります。

その理由として、中小零細事業者の資金需要に応える必要性やヤミ金の増加などが挙げられています。悪化は、景気低迷や金融機関の審査の厳格さなどに因るところが大きく、また、ヤミ金は減少傾向にあるため、理由になりません。

● 今必要なのは、相談窓口・セーフティネットの拡充やヤミ金の徹底した取り締まりなど多重債務対策のさらなる充実です。

● 今後も、貸金業法改悪に反対の声を挙げていく必要があります。



講演する水島教授



面会交流について

弁護士 高崎 裕子

「面会交流」とは、離婚や別居により別れて暮らしている親が子と面会することですが、最近、子との面会交流を求めて調停など紛争になる事案が増えています。私が弁護士になった三十数年前は、離婚をすれば親権者は母となり、その後父との面会交流はないという場合がほとんどだったので、隔世の感があります。

「イクメン」という言葉が示すように、最近では、子育ては父母が協力して行うという夫婦が増え、「家庭」を生活の拠点として支え合うという人間らしい生活を求める人が増えてきたという点では、時代の変化を感じ、子にとっても喜ばしいことといえます。

札幌おやこ面会交流の会

私も会員ですが、父母のみで面会の日時等の決定や子どもの受渡しが困難な場合を対象に支援しています。ご相談してみてください。

- 電話&FAX/011-261-3990
- 〒060-0001
札幌市中央区北1条西10丁目1-23
ノーザンコート202
- 受付/火・金 午後1時～午後4時
- 費用/申込金 3000円
- /支援料 受渡支援5時間まで
 5000円など
- /その他

それだけに、父と母が離婚や別居することになると、「少子化」もあり、別れて暮らすことになった子の監護権や親権を巡り、祖父母も巻き込む形で紛争となってしまう事案が増え、一番心を痛めているのはその渦中にいる子どもだということを考えてほしいと切実に思います。

本年一月一日から施行される家事事件手続法でも、親権者等を定めるにあたり、子の意思を調停や審判手続に反映させるため、子の年齢に応じた「子の意思の把握」をすることが定められましたので、家裁調査官の調査等を踏まえ、子の視点に立った当事者間の話し合いが強く求められます。また一昨年の民法の改正により、離婚に伴う親子の面会交流が明文化されたこともあり、面会交流の必要性も広く認識されてきました。

離婚をして親権者になった母が、夫の不貞行為等婚姻の破綻原因が夫にあり、その対立・忌避の感情が尾を引いていると、子はその母の感情に敏感で、母が言葉で言わなくてもその感情を慮って、父との面会交流に消極的になるということも考えられます。

しかし、子にとっては、父も母も、その存在がかけがえのないものであること、そして離れていても、子がいつも両親から愛情を受けていると実感できる関わりがあって初めて、子は豊かに成長・発達することができることを、両親には

結婚しました

●弁護士 山内 崇史

昨年7月30日に結婚いたしました。
未熟者の2人ですが、支えあいながら、頑張っていると思います。
今後ともどうかよろしくお願い致します。

●弁護士 高橋 健太

昨年8月、結婚しました。社会人として、弁護士としてまだこれからの私ですが、仕事と家庭を両立できるように一層努力したいと思いますので、ご指導ご鞭撻をお願い致します。

しつかり受け止めてほしいのです。
両親の争いの中で胸を痛めてきた子が、面会交流の機会を重ねることを通じ、少しずつ心豊かにたくましく成長した姿を見ることは、両親にとっても大きな喜びではないでしょうか。父母の協力が期待されます。





趣味コラム

弁護士 白 諾貝



前号で少し触れたが、昨年から趣味でマラソンを始めた。目標をフルマラソン完走としたので、11月にマラソン大会に出場してみたところ、3時間48分38秒という成績で完走し、一応目標を達成することができた。

走るのは得意じゃなかったのですが、この1年は、モチベーションを維持して続けることが課題だった。その中で、①小さい目標を組み合わせる、②前向きに考える、③目標を公表する、この3つを実践した。

まず、30分継続して走ることから始め、時間を徐々に伸ばした。ハーフマラソン完走を中間目標にし、さらに距離を伸ばした。短期的な目標を立てて、小さな成功体験を繰り返して経験できたことによって、自信をつけることができた。

次に、人間はどうしてもサボりたくなるし、サボった結果、罪悪感と後悔がつきまとい、楽しくない趣味になってしまう。だから、サボりをサボりだと思わないで、必要な休養だと思いうことにして、柔軟に予定を変更して体調管理を徹底した（ことにする）。

最後に、「マラソン完走」と書き初めをして、事務所の机に貼りつけたり、積極的に人に言い触らしたりして、背水の陣で臨んだ。そうすると、不思議と覚悟が生まれ、サボりは頻出しなかった。

昨年は、この趣味を通じて心身ともに少し成長したと思える充実した1年間だった。さて、今年はどうしたものか。

初回無料相談が好評です



昨年9月1日より、初回相談に限り、相談料は1時間まで無料としております。2回目以降の相談については、1時間5250円（税込）です。

一定の資力要件を満たす方は、法テラスの無料の法律相談が可能ですので、お気軽にご相談ください。

即日・休日
相談も好評

- * 即日相談... その日のうちに相談を希望される方に、平日午後3時から7時まで、ご相談に応じます。
- * 休日相談... 土曜日、日曜日、祝日も、ご相談に応じます（一部、対応できない日もあります）。平日に事前予約をお願いします。

相談受付電話番号

011-261-7738

（平日午前9時15分から午後5時30分まで）
FAX (011-261-7718) は24時間受付
HP : <http://www.law-takasaki.com/>

編集後記

2013年新春号をお届けします。本年も事務所一同頑張ってまいりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

（大友 淳子）

退職のご挨拶

久保田有希



結婚を機に昨年9月末をもって退職致しました。4年半という短い間でしたが、皆様にはお世話になりました。